

明和西小学校 P T A 会則

本校ホームページからもご覧になれます。

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は群馬県邑楽郡明和町立明和西小学校 P T A と称する。

第2条 本会は事務所を明和西小学校内に置く。(明和町川俣 26 番地)

第2章 目的及び活動

第3条 本会は、学校・家庭・地域社会が連携協力して、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい児童を育成することを目的とする。

第4条 本会は前項の目的を達成するため、次の活動をする。

1. 地域住民から信頼される学校教育活動の推進に協力する。
2. 家庭における教育力の回復に努める。
3. 地域の活動に主体的に参画する意識や態度を涵養する。
4. 伝統・文化を尊重し、かつ国際的視野を養う。
5. 環境・福祉・国際理解・情報教育等 21世紀の教育に不可欠なものについて推進を図る。

第3章 方針

第5条 本会は前項の目的を達成するために活動を行う任意団体であり、次の活動方針（基本理念）に沿って活動する

1. 豊かな心と健やかな体を育む視点。
2. グローバル化、地球環境、男女共同参画など時代の変化に対応する視点。
3. 社会的ルールを遵守する態度の涵養からの視点。
4. この会は、政治・宗教・営利的事業等には関与しない。

第4章 会員

第6条 本会の会員となることのできる者は、次の通りである。

1. 明和西小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
2. 明和西小学校に勤務する教職員。

第7条 本会の会員は、会費を納入しなければならない。

1. 会費は年額 1,900 円とし、明和西小学校に在籍・在勤する者は、すみやかに納入するものとする。
2. 一度納入された会費は、いかなる理由が生じても返還しないものとする

第8条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第9条 本会の会員は、明和町立小・中学校 P T A 連絡協議会、邑楽郡 P T A 連合会、群馬県 P T A 連合会、日本 P T A 全国協議会の会員となる。

第5章 会計

第10条 本会の活動に要する費用は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第11条 本会の会計は、総会において決議された予算に基づき行うものとする

第12条 本会の決算は、会計監査委員による会計監査を経て、総会に報告し承認を得なければならない。

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第6章 本部役員

第14条 本会に次の本部役員を置く。

1. 会長、副会長、書記、会計、会計監査を置く。
会長、副会長、書記、会計は約10名とし、副会長、書記、会計に1名ずつ教職員を置く。会計監査は、会員または本部役員経験者より3名以内とする。
2. 会計監査委員は、他の役員を兼務することができない。

第15条 役員の選出、または委嘱は次の通りとする。

1. 本部役員は、選考委員会の選考により、4年生（次年度5年生）の会員の中から選出するものとする。PTA総会委任状にて会員の承認を得る。
(但し、会計監査委員は本部役員経験者ならば、会員でなくてもかまわない。)
2. 教職員より選出される、副会長、書記、会計の各委員は、総会において会長が委嘱する。

第16条 役員の任期は対象児童が5年生の1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第17条 会長は次の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括し、その責に任ずる。
2. 会長は、役員会、実行委員会、各専門部、委員会等を招集する他、校長や顧問の意見を聞いて運営にあたる。
3. 会長は、会計監査委員の会合を除くすべての会議に出席して、意見を述べることができる。

第18条 副会長は会長を補佐し、会長の要請に応じて、その職務を代行する。

第19条 書記は次の職務を行う。

1. 総会及び各種会議の議事録を作成する
2. 会長の指示に従い、会の庶務を行う。

第20条 会計は次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、会計事務を処理する。
2. 定期総会において、会計監査委員の監査を経た会計報告を行う。
3. 本会の財産を善良なる注意義務をもって管理する。
4. 予算の立案について協力する。

第7章 会計監査委員

第21条 本会の会計を監査するために、3名以内の会計監査委員を置く。

第22条 会計監査委員は、総会に出席した会員の承認を得る。

第23条 会計監査委員は、必要に応じ、隨時会計監査を行うことができる。

第24条 会計監査委員の任期は1年とする。

第8章 選考委員会

第25条 4年生の学級委員及び本部役員をもって選考委員会を組織する。

第26条 選考委員は、前項第14条に掲げる本部役員のうち教職員担当を除く役員を選出し、PTA総会資料で紙面報告を行う。

第27条 選考委員は、その任務を終了した時に解任される。

第9章 顧問

第28条 本会に顧問を置くことができる。

第29条 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第30条 顧問は、学校長、前会長の2名とし、任期は1年とする。

第10章 総会

第31条 総会は、全会員をもって構成され本会の最高議決機関である。

第32条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は毎年4月に紙面開催する。臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合、または会員の10分の1以上の要求があった時に開催する。

第33条 総会は、会員の中の出席者をもって成立するものとする。

第34条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第11章 実行委員会

第35条 実行委員会は、本会の役員、地区代表委員、各専門部長、学校長および教員代表をもって構成する。

第36条 実行委員会は、本部、各専門部、各委員会等によって立案された事業計画を検討の上、予算案の検討、調整に努める。

第37条 実行委員会は、総会に提出する事業計画案、会計予算案および議案作成に努める。

第38条 その他会員より委任された事務の処理に努める。

第12章 地区および地区委員

第39条 地区

1. 地区とは、次に掲げる地区を指し、分割等で新しい地区が生じた場合はこれに加える。また、会員数の増減により、実行委員会の承認を得て、地区の分割・統合ができるものとする。
大輪、須賀、川俣、大佐貫、矢島入ヶ谷稻荷山、中谷北、中谷南、
新里東、新里中央、新里西、梅原
2. 地区委員の選出

各地区的会員数に応じて地区委員を選出するものとする。

委員の数については、各地区的事情に応じて選出するものとし、活動に支障のないように責任をもつて選出するものとする。

第 40 条 地区委員は、地区内の事務を処理するとともに、本部と会員の連絡を図り地区活動の推進に努める。

第 41 条 地区委員の任務

1. 地区委員は、第 13 章に示す専門部に所属し、第 46 条の任にあたる。
2. 地区委員の専門部への所属は、1 役員につき 1 部会とする。
3. すべての専門部に役員を出すことのできない地区的地区委員が所属する専門部については、実行委員会で協議の上、割り当てを決定する。

第 42 条 地区代表委員

1. 地区委員は、それぞれの地区ごとに互選の上で、地区代表委員を 1 名選出する。
2. 地区代表委員は、実行委員会に出席し、第 11 章に示された任にあたる。

第 13 章 専門部

第 43 条 本会に次の専門部を置く。

1. 教養部
2. 保健体育部
3. 厚生環境部
4. 広報部
- 5.

第 44 条 各専門部の構成

第 43 条に掲げる専門部は、地区委員および教職員により構成する。

第 45 条 各専門部の役員

部長 会員より 1 名
副部長 会員より 3 名、うち 1 名は教職員

第 46 条 各専門部の活動

1. 各専門部は、第 2 章および第 3 章で示した目的および活動方針を基本理念としつつ、各部の専門性ある活動の推進に努める。
2. 教養部
 - (1) 会員の教養を高め、心豊かな人間育成に努める。
3. 保健体育部
 - (1) 会員の健康増進や、保健体育活動の推進に努める。
4. 厚生環境部
 - (1) 環境美化に努め、児童の健全育成啓蒙活動に努める。
5. 広報部
 - (1) 会員の相互理解を深めるための情報提供に努める。

第 14 章 学年・学級委員会

第 47 条 学年・学級委員会は、学校教育活動や学年・学級関連活動に協力し、学級懇談会の進行とともに進める。

第 48 条 学年・学級委員会は、各学級より互選された 2 名の学級委員で構成され、その中より学年委員長 1 名、副委員長 1 名を互選するものとする。

第 49 条 本部役員、地区代表委員、専門部長を経験した会員は、原則として対象の児童について以降の学年・

学級委員を免除される。

※会員の意思によっては学年・学級委員となることを妨げない。 対象の児童とは兄弟姉妹の中で年長となる児童を指す。

第15章 細則

- 第50条 1.この会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て定める。
2.実行委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次の定期総会において報告しなければならない。

第16章 改正

- 第51条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

細則

第1章 慶弔規定

- 第1条 本会を退任する本部役員の任期中の労に対し、記念の品を贈る。

- 第2条 本校に在職した職員の転退職者には次の通り記念品を贈る。
第1年次は2,000円とする。ただし1年増すごとに500円を加える。

- 第3条 会員（父母またはこれに代わる者）、教職員（配偶者・子・同居の父母を含む）に事故ある時は、死亡に5,000円の弔慰金及び花輪・生花、怪我や疾病による2週間以上の入院加療には3,000円の見舞金を贈る。

- 第4条 会員・児童・教職員に不慮の災害が発生した場合には本部役員で協議の上、見舞いその他について決定する。

- 第5条 その他本規定に該当しない事項については、その都度本部役員で協議の上、慶弔に関する事項について決定する。

第2章 本部役員に関する規定

- 第1条 前年度本部役員（会長を除く）は、その職務経験を反映させるため、実行委員会に出席して発言することができる。

※前会長はこれまで顧問として意見を述べることができる（第29条）とされているので除くとする。また、「発言できるものとする。」とは出席を強要するものではないことを示す。

- 第2条 一度、本部役員を経験した会員は、原則として対象児童が卒業するまでの他のPTAの役員を免除される。さらに、6年生での学級委員を免除される。

※対象児童とは兄弟姉妹の中で年長となる児童を指す。会員の少ない地区や会員の意思によっては役員になることを妨げない。"

- 第3条 本部役員経験者は、原則として以降の兄弟姉妹での本部役員候補者にならなくてもよい。

※会員の意思によっては役員になることを妨げない。

附 則

1. 本会則ならびに細則は平成 11 年 4 月 27 日（P T A 総会後）より施行する。
2. 本会則ならびに細則は平成 13 年 5 月 19 日（P T A 総会後）より施行する。（一部改正）
3. 本会則ならびに細則は平成 15 年 4 月 1 日（基準日）より施行する。（全面改正）
4. 本会則ならびに総則は平成 17 年 4 月 1 日（基準日）より施行する。（一部改正）
5. 本会則ならびに総則は平成 21 年 4 月 1 日（基準日）より施行する。（一部改正）
6. 本会則ならびに総則は平成 26 年 4 月 1 日（基準日）より施行する。（一部改正）
7. 本会則ならびに総則は平成 31 年 4 月 1 日（基準日）より施行する。（一部改正）
第 47 条～49 条を追加、細則第 2 章 本部役員規定第 1 条～3 条を追加。
8. 本会則ならびに細則は令和 4 年 5 月（P T A 総会紙面承認後）より施行する。（一部改正）
9. 本会則ならびに細則は令和 5 年 5 月（P T A 総会紙面承認後）より施行する。（一部改正）